

No. 58	軽費老人ホーム（A型） 軽費老人ホーム（ケアハウス）	（事業開始 昭和42年11月） （事業開始 平成9年5月1日）
事業案内	<p>1 入所要件</p> <p>(1) 原則60歳以上の人（夫婦入所の場合どちらか一方が60歳以上）</p> <p>(2) 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があり、家族の援助を受けるのが困難な人</p> <p>2 施設数</p> <p>(1) 軽費老人ホーム（A型） 市内5か所（定員250人）（平成26年4月1日現在）</p> <p>(2) 軽費老人ホーム（ケアハウス） 市内6か所（定員396人）（平成26年4月1日現在）</p> <p>3 施設概要</p> <p>(1) 軽費老人ホーム（A型） 居室 一人部屋 食事 給食（3食） 入浴 2日に1回以上 生活 各種行事、クラブ活動などを実施</p> <p>(2) 軽費老人ホーム（ケアハウス） 居室 一人部屋 夫婦部屋 食事 給食（3食） 入浴 2日に1回以上 生活 各種行事、クラブ活動などを実施</p> <p>4 自分ですること 居室清掃、洗濯、買い物など身の回りのこと</p> <p>5 要介護状態になった場合 介護保険の居宅サービス利用、特別養護老人ホーム等への転所、家庭復帰等</p> <p>6 利用料（25年度）：次の合算額</p> <p>(1) 軽費老人ホーム（A型） 生活費 52,780円／月 冬期加算 2,070円（11月～3月） サービスの提供に要する費用（事務費）一部負担別表のとおり（8,600～139,347円） 居室に係る光熱水費 実費 その他 入所者が選定する特別なサービスの提供を受けたことに伴い必要となる費用</p> <p>(2) 軽費老人ホーム（ケアハウス） 生活費 44,810円／月 冬期加算 2,070円（11月～3月） サービスの提供に要する費用（事務費）一部負担別表のとおり（10,000～104,095円） 居室に係る光熱水費 実費 居住に要する費用（管理費） 500万円～1,650万円程度 その他 入所者が選定する特別なサービスの提供を受けたことに伴い必要となる費用</p>	
窓口	各施設	

(別表) 軽費老人ホーム (A型) 事務費一部負担 (月額)

(平成3年7月1日以降の入所者に適用)

対象収入による階層区分		本人からの事務費徴収額
1	1,500,000円以下	10,000円
2	1,500,001円～1,600,000円	13,000円
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000円
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000円
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000円
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000円
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000円
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000円
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000円
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000円
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000円
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000円
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000円
14	2,700,001円～2,800,000円	71,000円
15	2,800,001円～2,900,000円	78,000円
16	2,900,001円～3,000,000円	85,000円
17	3,000,001円～3,100,000円	93,000円
18	3,100,001円～3,200,000円	101,000円
19	3,200,001円～3,300,000円	109,000円
20	3,300,001円～3,400,000円	117,000円
21	3,400,001円以上	全 額

(平成3年6月30日以前の入所者に適用)

税額などによる階層区分□			本人からの事務費徴収額
A	所得課税者	市町村民税の非課税者	8,600円
B		〃均等割のみ納税者	12,100円
C1		〃所得割課税者	20,000円
C2	所得課税者	所得税 7,300円以下	25,000円
C3		〃 7,301円～14,900円	30,000円
C4		〃 14,901円～22,200円	35,000円
C5		〃 22,201円～29,700円	40,000円
C6		〃 29,701円～37,200円	45,000円
C7		〃 37,201円～44,600円	50,000円
C8		〃 44,601円～52,200円	55,000円
C9		〃 52,201円～59,800円	60,000円
C10		〃 59,801円以上	全 額

- (注1) 別表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- (注2) 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」(平成18年1月24日老発第0124004号)の「対象収入について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」(平成18年1月24日老計発第0124001号)の第2の1の(1)「前年の対象収入の取扱い」、(3)「収入として認定するものの取扱い」、(4)「必要経費の取扱い」に準じ取り扱うこと。
- (注3) 本人からの徴収額(月額)は上表により求めた額とする。
ただし、その額が、当該施設におけるサービスの提供に要する費用を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用を本人からの徴収額(月額)とする。
- (注4) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの費用徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの費用徴収額とする。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。
- (注5) 利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護担当部局と連携し、生活保護の申請手続等の援助を行うこと。

(別表) 軽費老人ホーム(ケアハウス) 事務費一部負担(月額)

	対象収入による階層区分	本人からの事務費徴収額
1	1,500,000円以下	10,000円
2	1,500,001円～1,600,000円	13,000
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000
14	2,700,001円～2,800,000円	71,000
15	2,800,001円～2,900,000円	78,000
16	2,900,001円～3,000,000円	85,000
17	3,000,001円～3,100,000円	92,000
18	3,100,001円以上	全額

(注1) この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注2) 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」(平成18年1月24日老発第0124004号)の「1「対象収入」について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」(平成18年1月24日老計発第0124001号)の第2の1の(1)「前年」の対象収入の取扱い、(3)「収入として認定するものの取扱い」、(4)「必要経費の取扱い」に準じ取り扱うこと。

(注3) 本人からの徴収額(月額)は上表により求めた額とする。

ただし、その額が当該施設におけるサービスの提供に要する費用を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用を本人からの徴収額(月額)とする。

(注4) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの費用徴収月額については、上記表の額から30%を減額した額を本人からの事務費徴収額とする。この場合100円未満の端数は切り捨てとする。

(注5) 利用料の負担が困難な状況であるものについては、必要に応じて生活保護担当部局と連携し、生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。